

丹南地区介護認定審査会設置条例施行規則

平成 19 年 3 月 29 日規則第 1 号

改正 平成 30 年 7 月 27 日規則第 2 号

改正 令和 3 年 4 月 1 日規則第 1 号

改正 令和 3 年 8 月 24 日規則第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、丹南地区介護認定審査会設置条例（平成 19 年条例第 1 号）第 6 条の規定に基づき、丹南地区介護認定審査会（以下「認定審査会」という。）の管理及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事務)

第 2 条 認定審査会は、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 38 条第 2 項に規定する審査判定事務
- (2) 前号のほか、適正な審査判定を行うための事務

(審査判定業務の受託)

第 3 条 認定審査会は、40 歳以上 65 歳未満の生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 6 条第 1 項に定める被保護者であって、医療保険未加入者であるため介護保険法第 9 条第 2 号の被保険者に該当しないものに係る審査判定業務を受託できるものとする。

(認定審査会の委員の選任方法)

第 4 条 認定審査会の委員は、関係市町の長が協議して定める候補者について、管理者がこれを選任する。

- 2 認定審査会の委員に欠員が生じたときは、管理者は、速やかにその旨を関係市町の長に通知するとともに、前項の例により当該認定審査会の委員を選任するものとする。

(会長及び副会長)

第 5 条 認定審査会に会長及び副会長若干名を置き、次条第 3 項に規定する合議体の長のうちから、会長は互選によって、副会長は会長の指名によってこれを定める。

- 2 会長は、認定審査会の事務を総理し、認定審査会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(認定審査会の合議体)

第6条 認定審査会に、おおむね5人の委員で構成される合議体を複数設置し、審査判定を行う。

2 合議体の招集は、会長が行う。

3 合議体に長を置き、当該合議体を構成する委員の互選によってこれを定める。長に事故あるときは、あらかじめ長の指名する委員がその職務を代理する。

4 合議体は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことはできない。

5 合議体の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、長の決するところによる。

6 認定審査会において別段の定めをした場合のほかは、合議体の議決をもって認定審査会の議決とする。

(庶務)

第7条 認定審査会の庶務は、審査課において行う。

(負担金)

第8条 認定審査会の運営に要する費用は、次に掲げる割合をもって関係市町が負担する。

(1) 均 等 割 15%

(2) 前年度審査件数 85%

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年8月24日から施行する。